

諮問日：平成30年2月21日（平成29年度（最情）諮問第84号）

答申日：平成30年7月20日（平成30年度（最情）答申第23号）

件名：司法修習終了証の書式が分かる文書の不開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「司法修習終了証の書式が分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年1月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習終了証書の実例がインターネットで公開されているにもかかわらず、特に弊害が発生していないから、原判断において不開示とされた文書（以下「本件対象文書」という。）に記録されている情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当しない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習終了証書は、司法修習生の修習を終えたことを要件とする弁護士登録のために必要な書類となるほか、公的機関及び民間企業等にも提出されることが想定される重要な証書である。

司法修習終了証書について、証明文言を含む書式全体が明らかになると、当該書式を参考として同証書を偽造することが容易になり、ひいては同証書の提

出先において、偽造された証書を真正なものと誤信するおそれが高まることから、裁判所においては公表していない。

したがって、本件対象文書は、公にすると司法修習の終了という重要事項に関する証明事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されているものであるから、全体として法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年2月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月15日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書には、司法修習終了証書について、証明文言を含む書式全体が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らせば、同証書は、司法修習生の修習を終えたことを要件とする弁護士登録のために必要な書類となる（弁護士法4条参照）ほか、公的機関及び民間企業等にも提出されることが想定される重要な証書であるため、その書式が明らかになると、当該書式を参考として司法修習終了証書を偽造することが容易になり、ひいては同証書の提出先において偽造された証書を真正なものと誤信するおそれが高まるから、司法修習の終了という重要事項に関する証明事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、司法修習終了証書の実例がインターネットで公開されているなどと主張するが、裁判所が組織として公にしているものではなく、本件の判断を左右するものではない。

したがって、本件対象文書については、全体として法5条6号に規定する不

開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のおりであるから，原判断については，本件対象文書は全体として法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人